名寄市自治基本条例について



1. 自治基本条例について

自治基本条例とは、行政・議会の責務、市民の権利と責任など、まちづくりの基本原則を定める ための条例のこと。「自治体の最高法規」とも呼ばれている。

「自治基本条例」とは?

「自治基本条例」の自治とは、自分たちが生活している地域をどうしていくか(まちづくり)を自分たちで考え、決めること。つまり、まちづくりの主体は市民であるということ。

この考え方に立って、市民と市(議会と市長その他の執行機関)が連携・協力してまちづくりを進めることを確認し、そのための基本的なルール(原則や仕組み)を定めるもので、自治体の「憲法」と言えるものです。

何のためにこの条例をつくるの?

市民と市がどのようにまちづくりを進めていくのかを明らかにし、自分たちのまちのことを自分たちで考え、決めていくための基本的なルールを条例という形できちんと定めようとするものです。

この条例ができると、名寄のまちはどう変わるの?

市民皆さんの日常生活が目に見えて変化するわけではありませんが、市民の意見がより 一層市政にいかされることになり、市政に対する市民の関心やまちづくりに対する責任感 が高まる効果が考えられます。また、この条例に基づき、市民と市それぞれが役割や責任 を担うことによって、市民全体で名寄のまちをつくっていくことになるのです。

【平成21年8月配付 「名寄市自治基本条例(仮称)素案についてお知らせします」より抜粋】

2. 自治基本条例策定の背景

平成 12 年(2000 年) 地方分権一括法(機関委任事務制度の廃止等)が制定され、地方自治の 自立した自治体運営が求められるようになり「地域のことは地域で決められるように」とされました。

平成 13 年 4 月、全国で一番早く北海道のニセコ町(当時町長: 逢坂誠二元総務大臣政務官)が

「ニセコ町まちづくり基本条例」を施行されたことをきっかけに全国で自治基本条例の制定が広が り、まちづくりに関する条例が制定されています。

※名寄市自治基本条例の施行(H22.4.1)以降、134自治体にて条例が施行されており、平成 26年4月1日現在で308自治体で自治基本条例が制定されている。

3. 策定経過について

平成 18年3月27日に旧名寄市と旧風連町が合併し、新名寄市として新たな歩みを始めました。 合併協議において、新市建設計画では「市民が主役の参画と協働でつくるまちづくり」を基本方 向の一つと位置付け、新名寄市を築いていくための基本的なルールを定める「自治基本条例」の制 定を主要な政策としていました。

平成 19 年に策定された「新名寄市総合計画」でも、市民が中心となってまちづくりを進めるために、様々な施策の計画や実施、評価の段階において、積極的に市民が参画していただけるルールづくりが必要とされ、自治基本条例の策定が計画されたところです。

条例制定までの経過については、平成 18 年 11 月に職員 21 人で構成された「庁内検討部会」、 さらに平成 20 年 2 月に 13 人の委員からなる「市民懇話会」が設立され、「自治基本条例の素案」 を策定しました。

市民懇談会では、エフエムなよろの放送での座談会や市議会議員との意見交換、市長との意見交換等が行なわれ、平成21年3月に自治基本条例について、答申書を市長に提出されました。

市は答申書を受け、自治基本条例案を策定し、庁内で検討を進めるとともに、広報なよろなどにより市民周知を行い、市民懇話会などの意見を伺い、平成21年12月の議会に提案、平成22年3月の議会において議決され、平成22年4月1日から施行となっています。

■自治基本条例(仮称)庁内検討部会【職員(職場推薦 15 人・公募 6 人)+アドバイザー】 平成 18 年 11 月 1 日 第 1 回部会 ~ 平成 19 年 11 月 21 日 第 17 回部会 平成 19 年 11 月 9 日 「自治基本条例の指定に向けて」職員研修会及び中間報告会開催 平成 19 年 12 月 7 日 検討部会報告書提出

■自治基本条例市民懇話会

【公募委員3人を含む委員13人+アドバイザー(19年度のみ)】 平成20年2月 4日 第1回懇話会 ~ 平成21年3月10日 第22回最終懇話会 平成21年3月12日 懇話会答申

■市民懇話会の答申後

平成 21 年 11 月 30 日 平成 21 年度第 4 回議会定例会 条例案提案 平成 22 年 2 月 26 日 平成 22 年第 1 回議会定例会 可决 平成 22 年 4 月 1 日 名寄市自治基本条例 施行

4. 条例内容について…資料1(広報なよろ平成22年4月号別冊)

名寄市自治基本条例は、前文と8章35条で構成されています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくりの基本原則

第3章 市民の権利、役割及び責務

第4章 議会の役割及び責務

第5章 市長等の役割及び責務

第6章 行政運営の基本

第7章 基本原則によるまちづくりの推進

第8章 条例の見直し

条例の要旨

★前文

- ◇未来を担う子や孫の世代のために豊かな自然環境を守り、自然と共生するまちをつくります。
- ◇すべての市民がいつまでも安心して心豊かに暮らせるまち、福祉と教育のまちをつくります。
- ◇新しい時代にふさわしい地域社会の模範になることをめざします。

↓ そのために必要な基本理念は…

- ◇まちづくりの主体は市民であることを自覚し、主体的、能動的にまちづくりに参加する。
- ◇市長及び議会は、市民の基本的人権を守るとともに、市民が持つ創造性や知識、感性を尊重し、 市民と連携・協力してまちづくりを進める。
- ◇独立した自治体として、主体的にまちづくりに取り組む自主、自立の理念を持つことが必要。

↓ 基本理念に基づいてまちづくりを進めるためには…

- ◇市民と議会、市長等がまちづくりに必要な情報を共有する。
- ◇市民がまちづくりに主体的に参加できる権利と機会が制度的に保障されること。

ţ

名寄市の最高規範として自治基本条例を制定する。

★第1章「総則」

- ☆自治基本条例の目的(第1条)
 - ◇まちづくりの基本理念及び原則を明らかにする。
 - ◇まちづくりの基本事項を定める。
 - ◇市民の権利と責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関の役割と責務を明らかにする。

↓このことにより…

本来の地方自治の理念に適った市民主体のまちづくりを実現することを目的とする。

- ☆自治基本条例の位置づけ(第4条)
 - ◇名寄市の最高規範。

◇総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定改廃に当たっては、 この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

★第2章「まちづくりの基本原則」

☆市民参加(第5条)

まちづくりは、市民の参加によって行われる。

市政に関する企画立案、実施及び評価において、市民参加を保障しなければならない。

(具体例)

- ◇総合計画…総合計画策定審議会、総合計画推進市民委員会
- ◇行政評価…総合計画推進市民委員会
- ◇パブリック・コメント

☆情報共有(第7条)

- ◇市民は、情報を市から提供を受け、及び自ら取得する権利を有する。
- ◇市民は、必要な知識を得るための学習の機会及び場を確保する権利を有する。
- ◇市は、上記の市民の権利を尊重しなければならない。
- ◇市は、市政に関する意思決定の過程を市民に明らかにしなければならない。
- ◇市は、情報を積極的かつ速やかに市民に提供し、及びわかりやすく説明する責務を負う。
- ◇市は、市民が必要な知識を得るための学習環境を整備するよう努めなければならない。
- ⇒(具体例)広報なよろ、市ホームページ、情報公開コーナー、出前トーク、市民講座など

☆連携・協力 (第8条)

◇市民及び市は、役割及び責任を分担し相互理解のもと、連携・協力してまちづくりを進める。

☆コミュニティ自治(第9条)

◇市民及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。

☆自主自立の市政運営(第10条)

◇国から独立した自治体として、国に対して、まちづくりに関する正当な自らの権利を主張し、 意見を表明する。

★第3章「市民の権利、役割及び責務」

☆市民の権利及び役割(第11条)

- ◇まちづくりに参加する権利、知る権利及び学ぶ権利に基づいて、主体的にまちづくりに参加。
- ◇自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して自治を推進。

☆市民の責務(第12条)

- ◇まちづくりについて考え、決定し、行動するに当たって、市民全体の福祉や次の世代への責務を考慮するとともに、自らの発言と行動に責任をもつ。
- ◇市民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受ける。

⇒「相応の負担」とは市税だけではなく、まちづくり活動に携わる、参加することも含む。

★第4章「議会の役割及び責務」

- ☆議会の役割及び責務(第13条)
- ◇市の意思決定機関として、総合的視点と展望を持って責任を果たさなければならない。
- ◇立法機能の強化に努め、積極的に政策立案を行うよう努める。
- ◇市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させなければならない。
- ◇情報を積極的に市民に公開するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けなければならない。

★第5章 市長等の役割及び責務

- ☆市長等(執行機関含む)の役割及び責務(第16条)
 - ◇説明責任を果たすため、常にまちづくりに関する考えを市民に明らかにしなければならない。
 - ◇常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応するとともに、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。
 - ⇒ (具体例) まちづくり懇談会、facebook などの取り組み

☆市職員の役割及び責務(第17条)

- ◇市民全体の奉仕者としての自覚をもち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- ◇市職員は、まちづくりの専門スタッフとしての自覚をもち、自らの職務上の能力の向上に努めなければならない。
- ◇市職員は、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

★第6章 行政運営の基本

- ☆行政運営の原則(第18条)
 - ◇公正で透明性の高い、開かれた行政運営を行わなければならない。
 - ◇計画、財政、評価等の制度を相互に関連させ、その整合性に配慮しながら総合的かつ計画的 な行政運営を行わなければならない。

(Āct·Plan) 総合計画・中期財政計画・予算⇒(Ďo) 執行⇒(Čheck) 行政評価⇒(Āct·Plan)

- …総合計画の見直しにあたっては行政評価を勘案
- …総合計画の着実な推進にあたっては中期財政計画をその裏付けとしている
- …予算(特に新規事業)は総合計画登載事業を基本とする

☆総合計画等(第19条)…資料2(総合計画について)

- ◇まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定。
 - ⇒総合計画は昭和 44 年の地方自治法改正により策定が義務付け。平成 22 年同法改正により自治体の自主・自律性発揮の観点から策定義務はなくなった。
 - ⇒自治基本条例で策定の目的と、策定について規定。

- ⇒議会基本条例第 10 条においても、地方自治法第 96 条第 2 項(条例により、地方公共 団体に関して議会が議決すべきものを定めることができる)に基づき、総合計画を議決す ることとしている。
- ◇各分野の政策及び事業は、総合計画に根拠を置き、常に総合計画との調整を図りながら進行 管理が行われなければならない。
 - ⇒総合計画ローリング…総合計画は 10 年間を単位に策定、5 年を単位に前期・後期計画と していますが、実施計画(事務事業の計画)については、毎年、次の3年間に向けた見直 し(これをローリングと言います)を行っています
- ◇策定に際しては情報をあらかじめ市民に提供し、広く参加を求めなければならない。
 - →総合計画の策定にあたっては総合計画策定審議会により協議いただくとともに、広報等で 随時情報提供を行った。
- ◇進行状況について、適切な形で市民に公表しなければならない。
 - ⇒総合計画のローリング等について、情報公開コーナーへの設置や市ホームページへの掲載 などにより公表を行っている。
- ◇常に検討及び見直しが行われなければならない。

☆財政運営(第20条)

- ◇総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全 な財政運営に努めなければならない。
- ◇市長等は、予算の編成及び執行に当たって、その内容に関する十分な情報を市民に提供するよう努めなければならない。
 - ⇒予算案、予算編成の記者発表や市ホームページへの掲載など
- ☆行政評価(第22条)…資料3(名寄市行政評価実施要領)
 - ◇効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、行政評価に関する制度を整備し、実施する。
 - ⇒名寄市行政評価実施要領を整備し、行政評価を行っています。
 - ◇結果を市民に公表しなければならない。
 - ⇒情報公開コーナー、市ホームページで公表しています。
 - ◇透明性を確保するために外部評価を取り入れるなど、市民の視点を重視しなければならない。
 - ⇒①各部局による1次評価、②市民委員による外部評価と庁内ワーキンググループによる意見聴取、③行政評価庁内推進委員による2次評価の3段階で評価を行っています。

☆危機管理体制(第24条)

- ◇市民の生命と生活の安全を確保し、災害等の緊急時には、総合的かつ機能的な活動を実施できるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。
- ◇市民、事業者及び関係機関との連携・協力を図り、災害等に備えなければならない。

★第7章 基本原則によるまちづくりの推進

☆市民参加制度(第25条)

- ◇政策の立案、実施及び評価において、適切な時期に市民参加の機会を設け、市民の意見が 適切に反映されるよう努めなければならない。
 - ⇒(具体例)市民説明会、まちづくり懇談会、行政評価など
- ◇各種委員会、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。
- ◇重要な政策決定の過程において市民の意見を反映させるため、公聴会制度及びパブリック・ コメント等意見公募制度を設けなければならない。
 - ⇒パブリック・コメント…資料4(名寄市パブリック・コメント手続について)

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民の皆さんから意 見を提出していただく機会を設け、行政機関は提出された意見を考慮して政策を決定する ことです。名寄市では、これまでも重要な計画や方針についてパブリック・コメントを行 ってきましたが、そうした市民意見を政策に反映させる仕組みの制度化について定められ ています。

☆住民投票(第26条)

- ◇市政に関する重要事項について、住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。
- ◇市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を実施 する条例の制定を市長に請求することができる。

☆情報提供(第28条)

◇情報公開請求の有無にかかわらず、市政に関する重要な情報を、市民に積極的に提供するよう努めなければならない。

☆市民の学習環境の整備(第31条)

- ◇市民がまちづくりに関する情報を共有し、主体的な活動に生かすことができるよう、各地域にまちづくりに関する学習の場を整備しなければならない。
 - **⇒ (具体例) 出前トーク**…資料5 (出前トーク) **など**

☆まちづくり活動支援(第32条)

◇まちづくりにかかわるNPOなどの市民団体と積極的に連携・協力し、支援するよう努めなければならない。

☆コミュニティ支援(第33条)…資料6(町内会の加入)

- ◇市民及び市は、地域単位の住民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、これを守り 育てるよう努めなければならない。
- ◇市民及び市は、コミュニティによるまちづくりを尊重するとともに、その意見をできる限り 市政に反映させるよう努めなければならない。

★第8章「条例の見直し」

☆条例の検討及び見直し(第35条)

市は、この条例の施行から5年以内ごとに、市民の意識や社会状況の変化などを考慮して検討及び見直しを行い、この条例の改正を含めて必要な措置を講ずるものとする。

この他にも、行政手続条例、情報公開条例、個人情報保護条例など、自治基本条例制定以前に施行されている事項についても、自治基本条例で規定しています。